

中国の遺産税導入に関する一考察

楊 華
張 忠 任

はじめに

1. 中国に遺産税を導入する必要性
 2. 遺産税の機能と意義
 3. 中国で遺産税を実施する可能性と問題点
- むすびにかえて

はじめに

中国では、1978年末からスタートした高度経済成長とともに、貧富の格差が拡大してきている。富の再分配を求める要望が一層高まっているため、“先富論”から“共同富裕論”への政策転換も考えられており、富の再分配機能を持つ遺産税の導入がたびたび話題となった。『国際先駆導報』2007年7月10日の新聞記事によると、『国際先駆導報』と「新浪网」のインターネット上のアンケート調査（3908人）では、現在遺産税を徴収する必要があると思う中国の民衆は67.7%を占めるという結果を得たという。

本稿では、世界主要国における遺産税の実施経験を参考に、中国に遺産税を導入する必要性と可能性を検討し、遺産税の徴収原則、徴収範囲、税収上の位置づけ、税収帰属などの問題点を分析することを目的としている。また、現時点で中国に遺産税を導入する制約要因と問題点についても考察する。

1. 中国に遺産税を導入する必要性

中国では、改革開放政策がスタートしてから、目覚ましい経済発展を遂げるとともに、国民の生活水準も一段と高まってきた。しかし、貧富の格差も前例のないスピードで拡大し、富がごく一部の人に集中する傾向が見られる。統計によると、中国のジニ係数は、1980年に0.3、1988年に0.382、2003年には0.46までに上昇し、国際公認の警戒線である0.4を超えたという¹⁾。所得格差の拡大や分配上の不平等が、貧しい人々の不満をつのらせ、社会の安定と経済の発展に危害を及ぼす恐れもある。

今日、多くの国では個人所得を調節する税種として個人所得税が徴税されている。特に先進国では、個人所得税が国家税収に大きな比重²⁾を占めており、社会財の分配を調節する重要な税種となっている。これらの国では、個人所得税が累進課税で徴収され、収入が高いほど納税額が多い。また、遺産税や贈与税などの徴税による補充もあって、国家財政収入源の主な部分が基本的に少数の富裕階層からの納税であったことがわかる。

なお、すでに遺産税を導入した国の経験では、遺産税の徴収が根本的に貧富格差を是正

する効果は大きくなかったことが見られている。近年、遺産税の徴収により私有財が侵食され、ビジネス意欲を損なうきらいがあるといった理由で、一部の国、例えば、イタリア、カナダ、ニュージーランド、インド、マレーシア、エジプト、ザンビア、ウルグアイなどの国では、遺産税を廃止した。近年、アメリカでは、2001年の税制改革により、遺産税を2009年まで段階的に減税し、2010年より廃止することとなった。2006年2月11日、香港が遺産税（相続税）を廃止した。

また一部の国では遺産税の見直しを行っている。控除額を増加させたり、税率を下げたり、徴税範囲を縮小したり、累進課税の段階を少なくしたりする措置で、遺産税の税負担を軽減させようとしている。例えばイギリスでは、過去の最高税率の60%を40%までに下げた。韓国では最高税率を90%から40%まで下げた。シンガポールでは元来、遺産税の超額累進税率が14級に分けられ、最高税率が60%であった。新たな調整により、累進税率が5%と10%の2段階となった。日本ではすでに最高税率を75%から現在の50%まで下げた。近年、日本にも相続税の縮小と廃止を求める動きがある。アメリカでは遺産税を取り消す動きも見られた³⁾。遺産税の縮小・廃止の動きが、これから導入しようとする国に多少とも影響を及ぼしている。

遺産税廃止の背景には、ビジネス意欲を損なわないことと人材の海外への流出の流れを防ぐといった目的があろう。また、経済のグローバル化に伴って、国内資金が海外へ流出する可能性も考えられる。従って、国家間における経済競争が、事実上税收政策の競争となるだろう。

そのため、新しい税種を導入する場合、そのよい効果を認識する上、マイナスまたは付随した効果も十分に考慮しなければならない。また、国内外の経済状況に基づき、戦略的、長期的な視野が必要となる。遺産税の導入は、資金の流出、または生産や労働意欲の低下など付随的な悪い効果をもたらす可能性がある。遺産税を徴収する前に、それらをめぐる効果分析を十分に行う必要があるだろう。

中国では、現行の個人所得税の実施状況から見ると、所得格差を調節する効果をあまり果たしていない状況である。統計⁴⁾によると、2004年の中国における個人所得税収は1737億元で、その内の65%が給与所得者階層による納税である。中国全住民所得総額の半分を有している富裕階層は、個人所得税の20%しか納税していない。2000年、中国全国の預貯金7万億元の80%が、全人口の20%によるものであった。しかし、この20%の人口が全個人所得税の10%しか納税していなかった⁵⁾。従って、「中国における高所得階層の税負担は世界一軽い」と思われている。

以上のような状況は、個人所得税制上の不備に起因するところが大きいと考えられる。例えば、中国の個人所得税制は月別課税と所得区分課税というシステムを採用しており、総合課税システムにより税収上に多くの欠陥が存在している。今後、中国で所得の再分配機能をより発揮させるためには、現行の個人所得税制を改善する余地が大きい。

ただし、既に論述したように、貧富格差の是正、効率的な社会分配、社会福祉の増加などの目標を達成するためには、税制上に様々な税種の組み合わせが必要である。従って、個人所得税を補完する意味でも、中国で遺産税や贈与税など補助的な課税が必要となってくるであろう。また、遺産税の特徴からみると、生涯納付すべき所得税の納税漏れがあっても、遺産税の徴収により、その最後の残余資産を確認・清算することで、最終的に社会

財の再分配機能を果たすことが可能である。

世界の多くの国と地区で遺産税が設けられている。遺産税は属地原則をもとに、遺産所在地の国から課徴される。一方、中国住民が国外からの遺産を受け継ぐ場合、遺産相続所在地の国に納税しなければならない。もう一方では、他国の人が中国に所在する遺産を相続する場合、中国では納税しなくても済む。このような現象は、中国から海外への税収の流失が生じ、事実上の内外不公平をもたらし、国家利益を損なってしまう。遺産税の導入は、国家間対等原則を基に、税制上における国際的な整合性を図るものとなる。

また、現在中国での科学や教育、文化、衛生など多くの社会公益事業が未発達であり、大いに促進する必要がある。遺産税を導入することで、以上のような社会公益部門に贈与することを誘導し、公益事業の発展にも貢献できよう。

今後、中国における市場経済の発展と国民生活水準の向上に伴って、遺産税の税収が資産課税⁶⁾ 収入の一重要な部分となるであろう。

2. 遺産税の機能と意義

広義には、遺産は分割の対象となるマイナス財産（借金、売掛金、借入金、住宅ローン、未払いの月賦、未払いの税金、未払いの家賃、地代、葬式費用、未払いの医療費など）も含まれる。マイナス財産は本稿の研究対象ではない。

また、遺産には、法定の非課税財産がある。例えば、日本では、墓地、墓石、仏壇、仏具、神棚、祭具など、香典、花輪代、弔慰金、国や地方公共団体、公益法人などに寄与した財産、特定公益信託の信託財産とするため支出した金銭、公益事業を行う人が相続や遺贈で受け取った公益用事業財産、心身障害者扶養共済制度にもとづく給付金の受給権、相続人が受け取った生命保険金の一定額、相続人が受け取った死亡退職金の一定額、などがあげられる。非課税財産も本稿の研究対象ではない。

本稿でいう遺産は、課税財産であって、それには有形無形の様々なものがあるが、本来の相続財産、みなし相続財産および生前贈与財産という3種類に分けられる。日本の分類によると、本来の相続財産には、土地（居住用・事業用の宅地、田畑、山林、原野、牧場、雑種地など）、土地の上に存する権利（地上権、借地権、耕作権、永小作権など）、家屋（自用家屋、借家、工場、倉庫、門、堀、庭園設備など）、構築物（駐車場、広告塔、養魚池など）、事業用・農業用財産（機械装置、器具備品、車両などの減価償却資産、商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、農作物などの棚卸資産、営業上の債権、営業権、牛馬、果樹など）、預貯金、有価証券（現金、各種預貯金、株式、出資金、公社債、受益証券など）、家庭用財産（家具、什器備品、宝石、貴金属、書画骨董、自動車など）、および立木、貸付金、未収金、配当金、ゴルフ会員権、特許権、著作権などがある。みなし相続財産は、生命保険金、死亡保険金、定期金（年金）、特別縁故者が受けた分与財産、低額譲り受けなどを指す。生前贈与財産については、日本では相続開始前3年以内に相続人からもらった財産とされている。

私有制に基づいた継承制度が現代社会の基本制度である。継承制度が存在しているゆえ、富裕階層が財を蓄積し、それを子孫に残すことで、財がますます一部の富裕階層に蓄積し、更なる社会配分上の不平等を生み出す。こうした消極的な要素を取り除くために、個人が残した資産を対象として課税する遺産税が導入されるようになってきた。税制上における

遺産税の意義は以下のようなものと考えられる。

遺産税は個人の残した資産を対象とした課税である。富める者に税負担を求める応能負担原則を基本に、一定範囲内では、社会における貧富格差の矛盾を緩和できると考えられる。また、例え生涯納付してきた個人所得税の納付漏れがあっても、最後に残余資産を清算することで、社会対立を和らげ、社会的公平性を保つ上にも重要な機能をもつと思われる。遺産税の徴収を通して、継承者や受益者の受領金額を減らし、一部の資産を社会的再分配に参加させ、社会財をより合理的、有効に利用させる効用もあろう。

ここで、日本を例として挙げるができる。周知のように、日本は世界でもっとも貧富格差の小さい国と言われている。その理由として、高い累進税率をもつ相続税が重要な役割を果たしていたと考えられる。現在日本では巨額の財産を相続税の税率が基礎控除を除くと最高で50%（1988年以前、最高税率75%）にも達した。その故、巨額の財産を「三代相続すると財産がなくなる」という話もいわれたことがある。

周知のように、税金は社会経済を調節する有力な手段である。遺産税も国家税収構成における重要な部分として独自の役割を果たしている。国際慣例では、遺産の継承者が、病院、学校、博物館、研究所、教会などの機構に、遺産の全部又は一部を贈与する場合、贈与額が遺産総額から除外される。多くの国では、遺産から贈与、寄付をおこなう現象がよく見られ、遺産から教育、福祉、衛生など社会公益事業に多くの資金を提供してきた。

例えば、アメリカでは、富豪たちが社会公益慈善機構に献金したり、自分の名前で基金を設立させたりする現象がよく見られる。アメリカでは、遺産税の存在が、社会慈善事業の発達した重要な原因とも言われるほどである。

そういう意味では、遺産税の導入により、科学技術や教育、文化、衛生、社会福祉事業などに贈与するような誘導効果もあると考えられる。

税金は国家の重要な財源である。勿論、遺産税の税収にも財源確保という機能がある。ただし、世界各国と地域における遺産税の税収状況を見ると、遺産税の国家税収収入に占める比率が小さいことが分かる。例えば、日本の場合は3.5%、アメリカは1.1%、フランスは3%、シンガポールは0.4%、台湾は1.6%を占めている⁷⁾。

以上から分かるように、遺産税は営業税、消費税など流通税種に比べ、税収確保としての役割より、むしろ富の再分配を促進する機能の方が大きいと思われる。

また、遺産税の徴収により、相続遺産という不労所得に頼るような行為を間接的に制限し、勤労意欲を促進させる効果もあろう。

遺産税の公認された主な機能の一つとは貧富格差を調整するものと考えられる。そのため、今日、中国における貧富格差の増大に伴って、人々がまず思い付くのは遺産税の導入である。しかし、遺産税を含め、どの税種にしても、その経済における調節機能には限界があることを正確に認識する必要がある。税制上の経験から見ると、税率があまり低く設定されると、税収負担が軽くなるため、経済を調節する効果が十分果たせない。徴税基準を高く設定すると、徴税すべき部分が流失してしまう。また税率をあまり高く設定すると、経済の発展を阻害する結果になる。

遺産税の本来の課税目的とは、富裕家庭の子孫の財産相続権を剥奪するものではなく、先祖の残した遺産を継承することを認めた上で、財が一部の人に過度に集中することを避けようとするものである。そのため、遺産税を導入する際、財の極端な蓄積を防ぐ他、

人々の勤労意識を損なわないように基準を設定することが基本原則となろう。

現代税制の下では、税種の設定において長期的、適度、中立性といった原則が基本とされ、税徴収を通じて経済を調整する機能が求められるとともに、経済の発展に悪影響を及ぼさないことが前提とされる。その上で設定される税収には柔軟性が求められる。現代国家の税収の現状を見ても一度設定されたものが永久的に機能を果たし続けることが不可能であることは明らかであろう。各国は経済の状況変化に応じて税収政策を往々に変化させながら、その時々の問題に対処してきたのであり、特定の税収目的に対しても、多くの場合、さまざまな税種を組み合わせつつ総合的な効果を実現してきたのである。例えば、社会財の公平な分配、貧富格差の縮小といった税収目的においては、遺産税や贈与税の他に、不動産取得税など資産課税、また個人所得税も重要な税収方法である。また、貧富格差現象は、社会システム全体にかかわる問題であるため、それを是正するには、以上のような政策の他、例えば、職業や技能の育成・訓練など対策で、再就職率を高めることで、結果的に貧富格差の縮小、社会福祉の増加につながるであろう。更に社会保障または福祉政策の一環として、単純労働における給与を高めるなど方法も考えられる。

従って、遺産税の課税により、貧富格差の是正、効率的な社会分配、社会福祉の増加などの効果をすべて実現することはあり得ない。遺産税の基本機能を十分に認識した上で、税制上における徴収基準や徴収方法を設定したほうが的確である。

これまでの中国のいくつかの目的税の徴収経験から見ると、税収の機能を過大に信じ、税収で経済行為を制限しようとしたが、実際には予想した効果を得られなかった。例えば、社会における飲み食いの風潮の盛んな現象を制限するため、1988年宴席税を設けた。しかし、今日に至っても、飲み食いの風潮を制限できたとは言えず、徴税コストが高く、それに見合った税収ともならなかった。現在、宴会税が税制上に存在しているとは言え、実際ごく一部の都市・地域で徴税されている状況である。また、1992年、沿海地域で不動産バブルが深刻で、不動産を投機的に売買する現象が大いに見られた。こうした現象を抑制するために、1993年末「土地増値税条例」を公布した。高い税率と複雑な計算方法であったため、税務部門の徴収にはかなり不便であった。実際税務部門が徴税する際、「土地増値税条例」に規定された方法ではなく、主に事前控除法を採用してきた⁸⁾。こうした経験から分かるように、ある特定税の機能を過信してはならない。遺産税の導入においても公正で、合理的な位置づけが必要である。

実際、各国での遺産税の税収状況を見ると、遺産税はあくまでも個人所得税や資産税の補完税としての役割が大きい。例えば、韓国では2000年には遺産税を納税した人がわずかに1400名であり、全納税者の1%しか占めていない。近年日本での遺産税の納税状況を見ると、遺産税徴税を求められたのは死亡者人数の約5%しかいなかった。従って、中国では遺産税の徴税を高収入者階層に重点を置いた方が得策である。少数富裕階層に課税することは、社会的公平性を確保する上で、国民にも受け入れやすい。

各国における遺産税の徴収方法を見ると、税制上では主に3種類に分類することができる。総合遺産税制、分類遺産税制と混合遺産税制である。総合遺産税制の特徴とは、遺産税を納めた後に遺産を分割するものである。つまり納税主体が一つであり、課税対象とは被継承者の死亡時点での全ての財産である。総合遺産税制は徴収面において税源を把握・管理しやすい。徴税コストも低く、簡単で操作しやすい。分類遺産税制の特徴とは、相続

した後に遺産税を納める。継承者と被継承者間の親疎関係により税率が異なる。関係の近い親族は税率がもっとも低い。分類遺産税制が配偶者や子供、親戚を区別に対応し、親疎関係を十分に配慮したため、比較的に合理性がある。ただし、徴収管理や税金計算においてはかなり複雑となる。混合遺産税制とは、総合遺産税制と分類遺産税制を結合させた税制である。まず、遺産総額に対して課税し、税源を把握・コントロールする。その後、各継承者の相続した財産の分量によってまた税金を課する。混合遺産税制は税源を全面的にコントロールできる上、応能負担原則に沿うもので、税制上では一番合理的ともいえよう。ただし、実際、運営上では計算が複雑で、税収負担が重くなりやすいという欠点がある。

中国で遺産税を導入する場合、どの種の税制を採用すべきか、まず中国の国情に合うことが前提である。現時点においては、中国では納税者情報に関する収集と管理がまだ未整備で、資産を捕捉しにくい状況である。また、資産評価方法も確立されず、複雑な徴税方法は執行上難しい。それに、中国社会における親戚、交友関係が複雑で、個別に税率を設定すると、執行上では操作性に欠けるであろう。

従って、総合遺産税制が中国の国情に比較的適していると考えられる。つまり、遺産が相続される前に、その遺産総額に対して一括で徴税する。遺産が分割される前、税源が集中しているため、税源の把握と管理に便利である。また、財産分割上で一旦トラブルが発生すると、延納又はなすりあいを生じるような税収上のリスクも避けられる。

遺産には様々な財産形態により構成される。その内、貨幣資産の他、不動産、株券、債券、また事業用資産などが含まれている。こうした広い範囲の資産に課税すると、経済発展に対する影響も大きいであろう。現時点では、中国での生産力水準がまだ低く、市場経済を大いに発展させる必要がある。遺産税の徴収により、社会生産や経営、投資などに不利な影響をもたらしてはいけない。特に事業用資産に対して、一定の税収上の優遇策を与える必要がある。というのは、過重な遺産税を課すると、被継承者が事業を相続することが困難になる恐れがある。また、課税を逃れるために資産を移転させることも考えられる。生前に事業用資産を現金に変え、有形資産を無形資産、流動資産に変え、または資産を税金の低い国に移動させる恐れがあるからである。

各国の遺産税制から見ると、多くの国では事業用資産に対して優遇政策を実施している。主な優遇政策とは以下の三つである。一つは、控除法である。遺産税を徴収する前に遺産総額から事業用資産を差し引く方法である。もう一つは、税金減免である。法定税率によって納税額を計算してから、一定割合の税金を減免する。三つ目は、延期納税法である。つまり、納税期限を延ばす方法である。即時に納税を求めると、事業用資産を破壊させることに配慮して、納税者が後の生産経営利潤をもって納税することが許される。多くの国では以上の三つの政策を組み合わせさせて使っている。例えば、ドイツでは事業用資産の継承者に対して、最低税率を適用する。同時に事業用資産における遺産税の納税期限を10年に延期できる。また、50万マルク以下の事業用資産を受け継ぐ継承者に対して遺産税を免除する。50万マルク以上の事業用資産を継承する場合、遺産税の40%を免除する。フランスでは事業用資産を受け継ぐ継承者に対して、50%の遺産税を免除する。造林地の資産を継承する場合、引き続き30年経営すると、75%の遺産税が減免される。日本では、相続した株式又は出資に対して、特定事業用資産⁹⁾として扱い、10%を減額する。また、相続資産に、森林施業計画が作成されている区域内に存在する立木又は土地などを相続した場合、

相続税の課税価格に算入される価額が5%減額される。韓国の場合、継承者が生産企業を継承・経営する場合、遺産税を計算する前に1億ウォンを控除できる。農業、栽培業、養殖業を継承・経営する場合、遺産税を計算する前に2億ウォンを控除できる。

事業用資産における遺産税徴収上の配慮を与えることで、富裕階層が企業に投資するように誘導できる他、企業の事業用資産を破壊せず、失業者の増加も避けられる。結果的に社会経済への総投資資本を増加させ、社会全体の安定と繁栄に促進効果があると考えられる。

各国の経験を踏まえ、中国で遺産税を導入する場合、特に事業用資産への控除方法などを取り入れることが有意義である。中国は世界一の人口大国である。農村における過剰労働力と都会失業者の大量の存在が、中国における長期的な社会問題となっている。従って、中国で遺産税を設定する際、継承した企業を引き続き生産・経営することを保障し、生産停止や大量失業の出現を防ぐためにも、事業用資産の継承に対して、緩やかな税収策を採用する必要があるだろう。

被継承者が死後に残した財産が、違う地区と国に分布している可能性もあるだろう。中国は国土が広く、香港とマカオを除いて、全国で32の省（直轄市を含む）もある。遺産税を徴収する際、全国各地にある資産を把握して一括して計算することは相当困難である。従って、遺産税を国税として国税局より徴税したほうが、地方での税源の奪い合いを避けられる。また、現行の税収システムから見ると、地方税局より国税局間における情報交換が容易であるため、異なる地域での財産を把握・管理するのに便利である。これも世界の大多数の国で遺産税を国税として徴収する主な理由である。

税率を40%とすれば、中国は遺産税の財政収入は260億元以上と推定され、国家歳入の0.67%を占めるため、課しても課さなくても中国財政への影響は少ないと思われる。

遺産税は比較的敏感な税種である。生前にすでに税を納めたのに、死後にもまだ税を納めなければならないことに、多くの人には抵抗がある。中国に「児孫のために美田を買わず」という古い言葉があるが、実際には、むしろ、中国人に「児孫に美田を残す」という考え方が根底にある。従って、一生をかけて蓄積してきた資産が国家権力に取り上げられることに強い抵抗があり、様々な納税回避方法を図ろうとすることが予想される。中国で遺産税を導入する場合、納税者の納税能力を考慮した上、こうした納税回避を有効に防ぐため、税制上や執行面での厳正的確な取り扱いが必要である。

例えば、国家统计局都市調査総隊「2002年中国私営企業調査報告」によると、私営企業経営者家庭の資産が中国人総家庭財産に大きな比重を占めていることがわかった。私営企業経営者家庭平均財産額が156万人民元である。その内、不動産31万人民元、事業用資産31万人民元、金融資産62万人民元、残りの32万人民元が耐久消費財である。こうした事実から、中国富裕階層における家庭資産に金融資産や動産の占める比例が高いことが分かる。従って、遺産税を徴収する際、その資産構成を正確に把握した上、特に金融資産や動産を、いかに捕捉できるかがポイントとなるであろう。

多くの国では、遺産税と組み合わせて贈与税を導入してきた。その理由とは、被継承者が生前中に贈与など手法で財産移転・遺産税逃れを行うことを防ぐ目的であった。贈与税は遺産税の補完税であるため、一般的に税率の高いことが特徴である。また、多くの国では同一の法律で遺産税と贈与税という二つの税種を定めている。例えば、アメリカの場

合、1916年に遺産税を徴税し始めた。その後、遺産税逃れ現象が多く発生していたため、1924年に贈与を対象に徴税する法律を制定した。1976年の税制改革により、二つの税種を合併させ、遺産税と総称している。日本では、1905年に相続税を徴収し始め、1950年の「相続税法」には相続税と贈与税の内容が含まれている。

各国の経験を踏まえ、中国で遺産税を導入すると同時に、贈与税も導入すべきであろう。ただし、贈与税の課税対象に関する設定は、効率性と合理性を総合的に考慮する必要がある。多くの国では、贈与税の徴収に特定物の贈与、又は特定時期と限定した。ここでの特定時期とは、贈与者が無くなる前の一定期間が除かれる。例えば、台湾の遺産税と贈与税法には、「遺産を継承する前の三年間に、被継承人が継承者又は配偶者に贈与したものが遺産と見なす。贈与税を徴税しない」。各国の贈与税におけるこうした税制上の規定を中国も参考できよう。

3. 中国で遺産税を実施する可能性と問題点

歴史的に見れば、戦前中国では遺産税を設けたことがある。1913年に北京政府が公表した『国税、地方税の区分法（草案）』では、遺産税を将来に徴収する国税として起案した。また、1915年にすでに『遺産税条例』を創案した。さらに1938年には『遺産税暫定条例』を公表し、1940年7月から徴収し始めた。1941年には中央政府60%（1946年に55%に改正）、省15%、市・県25%（1946年に30%に改正）と配分されていた。新中国建国後、1950年1月に公表した『全国税制実施要則』では、遺産税は14の税目の一つであった（半年後撤廃）。

したがって、中国では遺産税は突然話題になったわけではない。

しかし、現在中国財政制度では、遺産税新設にはいろいろな問題点が見られる。特に税務部門が納税者の所得や財産など情報について、あまり把握していないのが現状である。各種資産を実名で登録しない現象がよく見られ、また、死亡届出など戸籍上の管理が行き届いていないため、被継承者の死亡情報を即時に得られない。

中国現行の戸籍管理制度によると、死亡者の親族が、死亡後3日以内に、死亡者の戸籍と身分証を取り消す手続きをするべきとなっている。しかし、現状では多くの家庭では期限内に死亡届出を出していない。また戸籍管理部門としての対応措置も欠けていた。従って、親族が死亡者の証明書を持って銀行預金の引き出し、預金口座の変更、株券・債券の売却、その他の資産処理ができた。現行の金融管理システムでも、以上のような行為が合法的と認められている。

こうした現状から、例え遺産税を導入しても、執行上では困難である上に、課税される前に資産を分割・移転するといった行為を防ぐことができない。

中国では個人財産登録や所得申告制度がまだ整備されていない。個人預金においては実名登録制度を採用したとは言え、各銀行間における情報がネット化されていないため、情報交換がまだ欠けており、個人財産の確認が難しい。

また、中国人の伝統観念と風習では、家族財産観が強く、財産所有において、夫婦間、父子間にはっきりとした区別がない。事実上、家庭内財産に対して、多くの場合、家族全員の共有となっている。そのため、個人財産が不透明で、遺産であるか共有財産であるかはっきりと区別つかない。そのため、いかに即時に被継承者の財産状況を正確に捕捉する

かが、遺産税を徴収する過程における最大の難点となろう。個人財産における情報交換システムが整備されない限り、遺産税を導入しても、予想した効果を果たせないであろう。

中国現行の法律では、遺産税に関連した規定が欠如している。例えば、遺産税を納める前に、死者の財産を分割してはならない。遺産の移転・分割行為が発生した場合、法律的にどのような処罰を適応するかなど、こういった法律上の保護が欠けている。従って、遺産税を導入する前に、それに相応した法律、法規の整備が必要となろう。

被継承者の財産には、不動産、機械設備、銀行預金、株式、証券、金融保険など多様な資産形態が含まれる。そのため、管理上では不動産、公安、工商管理¹⁰⁾、銀行、証券、保険など多数の部門に関わることになるであろう。従って、異なる部門間の協力が必要となる。

これまで、各部門間には守密又は業務上の必要といった理由で、情報交換を怠ったり、または拒否してきた。従って、遺産税の徴収において、関連部門の協力が無い限り、税金の大量漏れが生じやすく、遺産税が名ばかりの存在となってしまう可能性もある。

中国の資産所有者の年齢層を見ると、富裕階層の年齢が主に35歳から50歳に集中している(表1)。彼らがほとんどの場合、新興創業者の1世代目であり、20年、30年後に財産が初めて1世代目の創業者から次世代に移転を始めるであろう。現段階では、中国における富裕階層が被相続人になるまでまだ猶予期間が長いので、今から遺産税を課税しても有力な税収財源としてあまり期待できない。かえって納税回避や財産移転といった現象を引き起こしやすい。

表1 私営企業経営者の年齢構成(%)

年齢(歳)	1993年	1995年	1997年	2000年	2002年
19歳以下	0.1	0.1	0	0	0.1
20-29	6.0	6.7	9.0	3.0	2.0
30-39	32.6	36.7	39.3	33.4	31.5
40-49	37.0	38.3	37.9	40.3	42.5
50-59	17.6	14.4	11.3	20.1	20.3
60以上	6.0	3.8	2.6	3.3	3.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平均年齢	39.96	—	40.50	43.38	43.93
調査個数	1394	1461	1918	3041	3221

出所：中国私営企業研究課題組「2002年中国私営企業調査報告」、『中華工商時報』2002年2月26日版。

むすびにかえて

一般的に、貧富の格差は所得格差の問題として考えられ、主として個人所得税で調整するものであると思われる。しかし、貧富の格差は所得格差とともに、資産格差という側面で見ることできる。そのため、多くの国では資産に対して課税するようになっている。その内で、資産相続について課税する遺産税が挙げられる。

近年、経済の発展に伴って、中国では貧富の格差がますます拡大している。そして、中国における富裕階層の税負担が世界一軽いと言われるほど問題化している。

富める者に税負担を求めるという現代税制の基本原則では、遺産税が生涯の所得税の清算という意味で大きな意義をもつ税種となる。それ故、中国ではたびたび遺産税実施が議論されている。

遺産税が国際的にも最も複雑な税種と公認され、その実施により社会に幅広く影響を及ぼすものである。本稿では、税制上における遺産税の意義を検討し、遺産税はあくまでも個人所得税の補完税として位置づけるべきと論じた。また、世界主要国における遺産税の実施経験を踏まえ、中国で遺産税を導入する際、その徴収原則について検討した。その内で、主に五つの見解を述べた。つまり、遺産税の導入においては、総合遺産税制の採用、経済発展を前提とした税制設定、国税としての取り扱い、資産に対する的確な把握、贈与税との配合などである。最後に、中国で遺産税の執行可能性について分析した。現時点で、遺産税の導入には多くの難点が存在している。税収システムの未整備、法整備や関連部門間協力の欠如、個人財産の不透明性、納税対象者の若い年齢層など国内における制約要因もあれば、遺産税の廃止・縮小の国際的な流れの影響もある。差し当たり現時点での結論としては、遺産税の導入に関するメリットとデメリットを客観的に評価し、導入時期を検討する必要があると考えられる。

なお、2005年10月、全国人民代表大会常務委員会は「中国個人所得税法」を改訂した。同年12月19日の『國務院の「個人所得税法实施条例」に関する決定』によると、2006年1月1日から年収12万人民元以上（日本円約180万円）の所得者が所得などの情報を申告しなければならない。今後、こうした申告制度の整備により、納税者情報の収集・管理が一層進み、遺産税を含めた財産課税の実施可能性が大きくなるであろう。

注

- 1) 夏華 [2003] による。
- 2) 各国の国家税収における個人所得税の占める比率から見ると、2004年の時点で、アメリカは56.1%、イギリスは36.4%、フランスは27.9%、ドイツでは45%、日本は29.1%であった。夏華 [2003] による。
- 3) 2001年、国会により税法が修正され、同年7月7日大統領により「遺産税を逐次に廃止する法案」を公布した。法案によると、2011年まで遺産税をすべて廃止する。ただし、最後の補充規定によると、2011年には2001年の税収水準に戻り、再審議するとしている。2011年に遺産税の減免や廃止について、新たな審議が必要となっている。
- 4) 2005年9月24日、中国全国人民代表大会「個人所得税公聴会」報告による。
- 5) 『環球時報』2001年12月21日の新聞記事による。
- 6) 中国の資産課税には、房産税（家屋税）、城市房産税（都市家屋税）、車両使用税、車両使用鑑札税、車両取得税などの税種がある。因みに、日本の資産課税には、相続税、贈与税、登録免許税、固定資産税、不動産税、都市計画税、自動車取得税、自動車税などがある。
- 7) 郝艷梅 [2002] による。
- 8) 張琴 [2003] による。
- 9) 被相続人が相続開始直前に有していた株式又は出資の内、相続開始における発行済株式の総数又は出資の合計額の2/3に達するまでの部分（10億円を限度）を指す。（平成15年12月31日以前の相続においては3億円）
- 10) 中国では、企業や事業所が設立、生産、販売などの活動を行う際に、各種登録書又は許可書を取得する必要がある。そのための手続きを行う機関として、税务局、工商局、防疫所などがある。

また業種によっては公安機関に登録する必要もある。通常、こうした手続きを行う機関が工商管理部門と総称される。

参考文献

- 夏 華「ジニ係数から推測した中国住民の収入状況」、『現代財経』2003年第5期。
- 李 翠萍「アメリカにおける遺産税についての論争」、『地方財政研究』2005年第2期。
- 郝 艶梅「遺産税と相続税を徴収する必要性に関する考察」、『内モンゴル財経学院学報』、内モンゴル財経学院学報編集部、2002年第4期。
- 政務院財政経済委員会編『中央財経政策法令彙編』、財政経済委員会、1950年8月。
- 国家統計局都市調査総隊『中国都市住民家庭財産調査総報告』湖北省統計局網管制作中心、2002年。
- 張 琴「中国の税収」、『経済要参』、2003年第5期。
- 張 学誕『中国財産税研究』、中国市場出版社、2007年8月。
- 全国人大常委会予算工委法案室編著『中華人民共和国個人所得税法実用手引き』、中国財政経済出版社、2005年11月。
- 張 忠任『現代中国の政府間財政関係』御茶の水書房、2001年12月。
- 中国国務院「個人所得税実施弁法」、2005年12月24日。
- 中国全国人民代表大会「個人所得税公聴会報告」、2005年9月24日。
- 趙 人偉・李 実「中国住民における収入の増加及び原因分析」、『経済研究』1997年第9期。
- 中国私営企業研究課題組「2002年中国私営企業調査報告」、『中華工商時報』2002年2月26日。
- 程 悠・劉 海明編『中華民国工商税収史綱』、中国財政経済出版社、2001年1月。
- 馬 海濤主編『中国税制』、中国人民大学出版社、2004年1月。

キーワード：貧富格差の是正 相続税 贈与税 個人所得税法 申告制度の整備

(YANG Hua & ZHANG Zhongren)

